4789	バックホウ	336ＥＬ	山積容量	1.5	㎥	平積容量	1.1	㎥	キャタピラージャパン㈱
4790	バックホウ	374ＤＬ	山積容量	3	㎥	平積容量	2.2	㎥	キャタピラージャパン㈱
4791	バックホウ	390Ｄ	山積容量	3.5	㎥	平積容量	2.5	㎥	キャタピラージャパン㈱
4792	オールケーシング掘削機	ＳＲＤ―3000Ｈ（油圧ユニットＳＰＵ―25Ｅ）	最大掘削径	3000	㎜				三和機工㈱
4793	発動発電機	ＮＥＳ125ＴＩ	定格容量	125	kVA				日本車輌製造㈱
4794	アスファルトフィニッシャー	Ｆ44Ｗ３	舗装幅	2.45～4.40	m				範多機械株式会社
4795	アスファルトフィニッシャー	Ｆ50Ｗ３	舗装幅	2.30～5.00	m				範多機械株式会社

○国土交通省告示第九百五十七号

排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（平成十八年国土交通省告示第三百四十八号）第十一条の規定により、別表に掲げる建設機械を排出ガス対策型建設機械に指定する。

平成二十三年九月二十日　　国土交通大臣　前田　武志

（別表）排出ガス対策型建設機械

指定番号	建設機械の名称	建設機械の型式	申請者
3―320	発動発電機（溶接機併用）	ＤＧＷ400ＤＭＣ	㈱やまびこ
3―321	発動発電機	ＤＧＭ600ＭＫ―Ｐ	㈱やまびこ
3―322	発動発電機	ＳＤＧ25ＡＳ―３Ｂ１	北越工業㈱
3―323	発動発電機	ＳＤＧ45Ｓ―７ＢＹ１	北越工業㈱
3―324	発動発電機	ＳＤＧ125Ｓ―３Ｂ１	北越工業㈱
3―325	発動発電機	ＡＧ45ＳＨ	ヤンマー建機㈱
3―326	発動発電機	ＡＧ45ＳＨ―Ｆ	ヤンマー建機㈱
3―327	発動発電機	ＤＣＡ―100ＵＳＩ３	デンヨー㈱
3―328	発動発電機	ＤＣＡ―220ＬＳＩＢ	デンヨー㈱
3―329	空気圧縮機	ＤＡＳ―685ＬＳ	デンヨー㈱
3―330	発動発電機	ＮＥＳ125ＴＩ	日本車輌製造㈱

○国土交通省告示第九百五十八号

排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（平成十八年国土交通省告示第三百四十八号）第三条の規定により、別表に掲げる原動機を排出ガス対策型原動機に認定する。

平成二十三年九月二十日　　国土交通大臣　前田　武志

（別表）排出ガス対策型原動機

認定番号	原動機の名称及び型式	申請者
3―64	Ｖ3800―ＤＩ―ＴＩ―Ｋ３Ｂ	㈱クボタ

○国土交通省告示第九百五十九号

排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（平成十八年国土交通省告示第三百四十八号）第八条第一項の規定に基づき、株式会社小松製作所から、届出事業者の名称及び住所を次のとおり変更する旨届出があったので、第八条第二項の規定に基づき公示する。

平成二十三年九月二十日　　国土交通大臣　前田　武志

１．変更する届出事業者の名称

新　　旧

株式会社小松製作所　　コマツユーティリティ株式会社

２．変更する届出事業者の住所

新　　旧

東京都港区赤坂二丁目３番６号　　栃木県小山市横倉新田110

公　告

諮　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第５６６号

埼玉県飯能市大字中居102番地

債務者　森園眞由美

1　決定年月日時　平成23年９月５日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　石井　庸久

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月30日午後１時50分

5　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで

さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第３８３号

札幌市白石区東札幌３条５丁目１番25―405号

債務者　松永　良平

1　決定年月日時　平成23年９月６日午前11時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　小川　和晃

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月25日午後１時30分

5　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで

札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３３６号

盛岡市北松園１丁目７番２号、申立時の住所盛岡市北松園４丁目14番13号

債務者　小野　訓子

1　決定年月日時　平成23年９月６日午後１時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　斉藤　香織

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月22日午前10時30分

5　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで

盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第１１０８号

さいたま市浦和区北浦和２丁目19番３―205号

債務者　細川　徳夫

1　決定年月日時　平成23年９月２日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　菅原　啓高

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月６日午後２時30分

5　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで

さいたま地方裁判所第３民事部破産係